（令和元年１１月末日現在）

令和元年 千葉県災害義援金 申請書　記入例

申請日：令和　**元**年 **１２**月 **１６**日

松戸市長あて

**申請書を作成した日**

**郵送の際は記入不要です**

※以下、二重線の枠内にご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ | 　**マツド　タロウ** | 窓口に来られた方 |
| 申請者氏名 | **松戸　太郎** | **松戸　花子** | （続柄：**妻**　） |
| 生年月日 | Ｔ・Ｓ・Ｈ　**４６**年　**４**月　**９**日 |  |
| 被災した住所 | 〒**２７１-８５８８****松戸市根本３８７－５** | 現住所 〒**被災住所に同じ** |
| 連絡先（電話） | **０４７－３６６－１１１１****平日昼間に連絡が可能な番号をお願いします。** |
| 罹災証明書番号 | 第　　　**〇〇**　号 |

私は、「令和元年 千葉県災害義援金」の受け取りについて、裏面の確認事項および　　注意事項に同意のうえ、下記のとおり申請します。

**１　災害義援金の申請区分**※該当する区分に〇をつけてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請 | 区　分 | 対象者及び申請者 | 提出が必要な書類（郵送）【当申請書に加えて】 |
|  | 死　亡 | 災害弔慰金または千葉県災害見舞金の死亡者に該当する方 |  |
|  | 重傷者 | 災害で１カ月以上の治療が必要な負傷をされた方 | 医師の診断書（コピー可） |
|  | 全　壊 | 「全壊」と判定された世帯、または被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯 | 罹災証明書（コピー可）※住民票の住所と違う場合居住実態申立書と証明書類 |
|  | 半　壊 | 半壊または大規模半壊と判定された世帯 |
|  | 床上浸水 | 床上浸水により一部損壊と判定された世帯 |
| **〇** | 一部損壊 | 一部損壊と判定された世帯（床上浸水を除く） |

**２　被災箇所**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当災害（１カ所〇をつけて下さい。） | **〇** | 台風第１５号 |  | 台風第１９号 |  | 10月25日の大雨 |
| 被災箇所（具体的に記入をお願いします） | **台風第１５号により居住家屋（木造二階建て）の二階屋根一部スレートが暴風により落下し、雨漏りが発生。また屋根雨どいも一部破損した。****台風第15号、台風第19号、10月25日の大雨のいずれか１つの被害のみ申請が可能です** |

**※義援金の重複申請はできません。**

裏面へつづく

**３　振込口座**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名等 | 預金種別 | 口座番号 |
| **松戸信託**銀行 | **松戸**支店 | 普通・当座 | **１** | **２** | **３** | **４** | **５** | **６** | **７** | **８** |
| フリガナ | **マツド　タロウ** |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | **松戸　太郎** |  |  |  |  |  |  |  |  |

※住家被害の申請につきましては世帯主でのご申請及び口座名義のご記入をお願いします。

＊その他、窓口申請に必要な書類（**上記１の申請必要書類に加えてご提示をお願いします**）

　**※郵送でご申請される方は、これらの書類のコピーも申請書等と一緒に送付してください。**

**通帳は、表紙の裏面（見開きページ）のコピーをお願いします。**

□ 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードなど）

□ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証などの）

|  |
| --- |
| **確認事項**　**※チェックをお願いします（必須）**　**レ** 被災した住宅は、日常的に住んでいる住宅です。（貸家や別荘、離れ等ではありません）**レ** 義援金配分事務のため、必要な範囲で私の住民情報等の個人情報を利用することに**内容を確認のうえ、必ずチェックを入れてください。**同意します。**レ** 今後、追加配分があった場合、この口座に振り込むことに同意します。 |

**注意事項**

〇 申請書の記載誤りなどがあった場合は、個別にご連絡させたいただく場合があります。

この場合、支給までに時間を要したり、支給ができなくなったりする場合がありますので、記載漏れや誤りがないようにご注意ください。

〇 申請を受け付けた後、支給対象に該当するかどうか確認して義援金を支給します。

確認の状況や、県からの義援金の配分状況により、支給まで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〇 支給にあたって通知書等は送付いたしません。指定していただいた口座への振込みをもって通知に代えさせていただきます。

〇 今後、千葉県災害義援金配分委員会の決定に基づき追加配分がある場合は、支給決定後の被害区分に応じた額を追加で振込みます。追加配分に対する新たな申請は必要ありません。※被害状況が変わったりした場合は、改めて申請が必要となります。